

# 金錢消費貸借契約証書

印 紙

- 第 1 条 借受人\_\_\_\_\_は、別途定める従事者共済会貸付金細則の各条項を承認のうえ、貴会から貸付金として\_\_\_\_\_円を借受けました。

第 2 条 前条の借受金は、貸付金細則第2条に規定する資金として、その他の用途には使用しません。

第 3 条 借受金の利息は、借受元金に対する年利\_\_\_\_\_%の利率で計算した額とします。

第 4 条 借受人は、貴会に対し、借受金を\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月 1日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月 末日までに\_\_\_\_\_回で返還し、貸付金細則に定める返還計画表に基づき毎月末日限り貴会の指定する方法により支払います。

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貴会による通知催告を要しないで借受人は当然に期限の利益を失い、直ちに貴会の指定する期日までに借受金全額（すでに借受金の一部を返還しているときは、その返還した額を控除した額の借受金）を返還し及びその利子を支払います。  
(1) 貸付金細則第12条の規定に該当したとき。  
(2) 第13条に規定する借受金の返還及び利息の支払を一回でも遅滞したとき。  
(3) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権実行の申立てもしくは滞納処分を受け、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。  
(4) その他この契約または貸付金細則に違反したとき、または信用を著しく失墜する事実があったとき。  
2 借受人は前項第3号に該当する事態が生じたときは、直ちに通知します。  
3 第1項の規定により借受金を一時に返還したことにより被った損害については一切貴会に責は負わせません。

第 6 条 借受人がその所属する団体を退職し、または死亡する等の事由により共済加入が解除された場合には、第4条並びに第5条の規定にかかわらず貸付金の未返済金全額を直ちに返済するものとし、貸付金細則第15条の規定に基づき借受金を返還し、及びその利息を支払います。

第 7 条 連帯保証人は、この契約の各条項を承認し、借受人が貴会に対して負担する債務について連帯して履行の責任に任じます。

第 8 条 連帯保証人は、この契約による債務の一部を弁済することにより、貴会に代位する場合は、貴会が承諾する場合を除き、その代位権は常に貴会に対する債務完済後に履行します。

- 第 9 条 借受人は貸付金細則第 9 条第 5 項の事由が発生したときは遅滞なく連帯保証人を補充し、その変更届を会長に提出します。

- 第 10 条 借受人及び連帯保証人は、貴会が請求したときは、何時でも公証人に委嘱してこの契約上の債務について承認並びに強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとります。

- 第 1 1 条 貴会が債務の保全又は実行、その他この契約に関して要した費用はすべて借受人又は連帯保証人が負担します。

- 第12条 借受人及び連帯保証人は、貴会から資産及び収入状況について報告を求められたときは、これに応じます。

- 第13条 借受人及び連帯保証人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行します。

- 第14条 この契約に定めのない事項については、貸付金細則の定めるところによります。

年       月       日

施設番号・加入者番号

### 施設・団体名

.....

## 先庄所 丘名

(印)

施設番号・加入者番号

---

[View all posts](#) | [View all categories](#)

## 現住所

(5)

—

### 施設・団体名

.....

社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会会長 宛